

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会
フロン類等対策ワーキンググループ（第19回）

議事録

日時：令和6年3月22日（金曜日）10時02分～11時18分

場所：オンライン会議

議題

- （1） 「フロン類使用合理化計画」の取組状況及びフォローアップの見直しについて
- （2） プレチャージ輸入品に関する調査結果について
- （3） 2022年における産業界の自主行動計画の取組状況について
- （4） オゾン層保護法に基づく2023年の割当て運用結果及び「特定物質等の破壊に関する基準を定める省令」の一部改正について
- （5） 目標年度前に目標値を達成した指定製品について
- （6） 新たな指定製品の目標値及び目標年度の設定等について（案）
- （7） その他

議事内容

○事務局（兒玉） それでは、定刻より少し過ぎてしまいましたが、これから産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会第19回フロン類等対策ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しいところ御参加いただき、ありがとうございます。私は、経済産業省オゾン層保護等推進室の兒玉と申します。よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、まず委員の出欠状況の確認をさせていただきます。本日は全員御出席のため、過半数の委員に御出席いただいておりますので御報告申し上げます。

また、本日はオンラインでの開催とさせていただいております。開催の状況はインターネットで同時配信しております。

オンラインでの開催に当たり、何点か御協力をお願いいたします。通信環境の負荷低減

のため、カメラは、映像は基本的にオフにさせていただきますようお願いいたします。また、ハウリング等を防ぐため、発言される場合以外は、マイクの設定をミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。もし接続不良等のトラブルがございましたら、コメント欄にお名前と不具合内容を打ち込んでください。別途、事務局が対応させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料をメールで送付させていただいておりますので、そちらを御覧ください。また、説明時には画面にも資料を投影いたします。今、配付資料一覧を画面に表示させていただいておりますので、何か不足等ありましたらコメント欄に御記入をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、開催に先立ちまして、事務局を代表して、経済産業省大臣官房審議官製造産業局担当・浦田から御挨拶申し上げます。

○浦田審議官　皆さん、おはようございます。製造産業局の浦田と申します。会議に先立ちまして、簡単に御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところ御参加くださいまして、また、日頃から当省のフロン政策について貴重な御助言をいただいております、大変深く感謝申し上げます。

本日は、代替フロンの排出抑制に向けた最近の政府及び産業界の取組を報告させていただくとともに、フロン排出抑制法に基づく指定製品の追加についても御審議いただく予定でございます。最近の取組内容につきましては、後ほど事務局から詳細について御説明をさせていただきますけれども、政府及び産業界それぞれで取組が進展した結果、代替フロンの出荷相当量のみならず排出量についても、減少に転じるなどの成果も表れているところでございます。

しかしながら、御案内のとおり、キガリ改正に基づき2029年以降一段と削減目標が厳しくなることを踏まえ、より温室効果の低い冷媒の研究開発やその実装が求められていくことになり、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策など、一層の取組が必要となってまいります。

本日は、様々なお立場の委員の皆様から経済産業省の代替フロン政策について御助言をいただく非常に貴重な機会であると考えておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきますと幸いです。本日は、どうぞよろしくお申し上げます。

○事務局（兒玉）　次に、委員とオブザーバーの御紹介ですが、今、画面に表示させて

いただいております委員等名簿を御参照いただくことで割愛させていただきます。

なお、本日は鈴木オブザーバーが御欠席となっております。

本ワーキンググループでは、簡単な議事概要及び詳細な御発言を記載した議事録を作成し、後日、公表する予定にしております。議事録案は、後日、事務局から委員及びオブザーバーの皆様へ御確認をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、齋藤座長に一言御挨拶をいただいた上で議事進行をお願いしたいと思います。齋藤座長、よろしくお願ひいたします。

○齋藤座長 座長を仰せつかっております早稲田大学の齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年になりますけれども、国連の事務総長が、いよいよ地球温暖化を超えて地球沸騰化時代に入ったと。少々言い過ぎだと私は思ったのですが、それほど地球温暖化が非常に深刻な状況を迎えていると思っております。当然できる限り早くフロン転換していかなければいけないですし、フロンの排出抑制もしていかなければなりません。よりよい方向にできるだけ早く進んでいくことを常に期待しているところでございます。

本日は、多方面の皆さん御参加されておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが議事のほうに入っていきたいと思ひます。

まず、進め方としましては、報告事項である議事、議題1から5までを資料1から資料5までを用いて事務局から一通り説明をいただいた後に、質疑応答の時間を設けていきたいと思っております。その後、審議事項であります議題6を、資料6を用いて事務局から説明した後に、質疑応答を設けたいと思っております。

それでは、事務局より資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○畑下室長 事務局である経済産業省オゾン層保護等推進室長の畑下でございます。それでは、私から資料1から5まで、報告事項を通して御説明いたします。

まず、資料1-1を御覧ください。こちら、例年報告している内容となります。

1ページ目を御覧ください。1ページ目にありますとおり、フロン類の製造・輸入事業者38社から、2022年のフロン類出荷相当量の実績について聴取し、取りまとめました。その結果、約3,188万t-CO₂となり、前年比約376万t-CO₂減、約10%の減少となりました。

2ページ目を御覧ください。フロン類使用見通しとの関係をグラフにしています。

2025年フロン類使用見通し2,840万 t-CO₂の達成に向けて、順調に削減しているところ
です。今後とも、オゾン層保護法における割当制度の着実な運用により、2025年使用見
通し、2030年使用見通しを着実に達成していきます。

続いて、資料1-2を御説明いたします。

資料1-1でお示したように、毎年、フロン排出抑制法に基づき、フロン類の製造事
業者等にフロン類出荷相当量について報告徴収をし、フロン類使用合理化計画の取組状況
としてフロンWGで報告してきました。さらに、2019年以降は、改正オゾン層保護法に
基づき、フロン類の製造事業者等からHFCの製造、輸出、輸入等の実績報告を受けるこ
ととなり、フロン排出抑制法に基づく報告徴収の結果とほぼ同等の情報を得られるよう
になったことから、原則、毎年行っていたフロン類出荷相当量等の報告徴収は行わないこと
とします。

2ページ目を御覧ください。こちらは現状のフロン類使用合理化計画フォローアップの
流れに、今後行わない報告徴収部分を赤線で囲いました。

続いて、3ページ目を御覧ください。こちらは変更後のフォローアップの流れとなりま
す。

4ページ目を御覧ください。こちらはオゾン層保護法とフロン排出抑制法を比較した資
料となります。御覧のとおり、ほぼ同等の情報を得られています。

続いて、資料2を御説明いたします。こちらにも例年報告している内容となります。

エアコンや冷凍冷蔵機器などの機器に既にチャージされて輸入されるフロンは、オゾン
層保護法や使用合理化計画の対象ではありませんが、大量に入ってきていいというもの
はないことから、どの程度輸入されているかを業界団体を通じて把握しています。

結果は2ページ目に記載していますが、令和4年度は前年度に比べて5.6%、プレチャ
ージフロンの輸入が減少しました。前年度に比べて唯一増加した業務用エアコンについ
ては、製品の輸入台数の増加に伴い冷媒量が増加しました。一方、自動車用エアコンにつ
いては、乗用車の輸入減少に伴い冷媒量が減少しました。

平成28年度以降初めて減少に転じたものの、輸入製品にチャージされた形で高GWP
のフロンが大量に輸入されることのないよう、引き続き監視していきます。

続いて、資料3-1を御説明いたします。

資料3-1が取りまとめ資料で、資料3-2が背景となる個別のデータ、資料3-3が
各業界から提出された自主行動計画となります。資料3-1の1ページ目で説明していま

すが、京都議定書目標達成計画に基づいて、関係する産業界の14団体が策定した自主行動計画で、2020年、2025年、2030年を目標年とした計画となります。その進捗状況を毎年フォローして、フロンWGで報告しています。

こちらは、HFCだけでなく、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の4ガスについてフォローしています。2022年の排出量は、前年比で約1.4%減少しました。

ちょっと飛ばしまして、4ページ目の参考1を見てください。排出量が減少した主な要因としましては、特に代替フロン（HFC）の排出量の減少による寄与が大きかったと考えています。2009年以降増加の一途をたどっていましたが、初めて減少に転じました。一方、PFCやNF₃が増加していますが、もともと排出量的に少なく、増加分も量の観点で見ればわずかとなります。ガス種別や用途別のデータを参考で添付しているため、御参照いただきたいと思います。

14団体の取組内容を一覧にまとめたのが、2ページ目から3ページ目です。昨年度に比べて目標達成した団体が1団体増え、9.の自販機工業会さんが新たに追加され、10団体が目標を達成したものの、残りの4団体がまだ未達となっております。このうち、ウレタン工業協会さんや自動車工業会さんのように既に指定製品化されたところについては、指定製品の目標年度までにはきちんと目標が達成されていくと期待しています。その他の2団体についても、個社事情はあるものの、それぞれに対策を取っていると聞いております。引き続きフォローをしていきたいと思っております。

また、既に目標を達成済みのところについても、さらなる深掘りが可能なのか、それとも、蛇口が絞られてフロンそのものが削減されていく中で自然と減っていくのか、それぞれに事情があるであろうところ、引き続きの連携を進めてまいりたいと思います。

参考1～参考3の棒グラフのバックデータや14団体個別の事情や取組については、資料3-2及び資料3-3にまとめておりますので、御関心のある業界があれば、こちらを御覧いただければと思います。

続いて、資料4-1を御説明いたします。

モントリオール議定書の上限值を超えないよう、オゾン層保護法で製造量と輸入量を割り当てるとともに、割り当てた企業から毎年実績報告を受けて、これを集計し、まとめています。その結果がこちらのスライドで、緑の階段状に示しているのがモントリオール議定書キガリ改正の上限值、いわゆるキガリの階段でございます。

まず、1 ページ目が消費量の割当てと実績です。ここでいう消費量は、モントリオール議定書の定義に基づいて「製造量+輸入量-輸出量」となっており、1 年間で日本国内にどれだけのフロンが新たに発生したかということです。

下の図のとおり、2022年は3,985万 t-CO₂を割り当てたのに対し、消費量の実績が3,126万 t-CO₂であり、確実に割当量を下回っています。2023年の割当ては3,628万 t-CO₂としており、2024年のキガリの階段は着実に下りられるようにしています。むしろ、2029年に上限値がガクッと下がるので、ここで天井に頭をぶつけないよう、今のうちから徐々に下げていくことが必要となります。

2 ページ目は、生産量の割当てとなります。こちらには輸出用に製造されたものも含まれており、HFCの世界需要に影響されます。2022年は、3,723万 t-CO₂の割当てに対し、実績は3,057万 t-CO₂で、割当ても上限値も確実に下回っています。2023年は、引き続き輸出需要を見込んで3,695万 t-CO₂を割当てています。2024年にキガリの階段がガクッと下がりますが、上限値を超えないように製造業者各社と調整済みであります。

3 ページ目は、冷媒種ごとの製造量・輸入量の実績で御参考まで。

4 ページ目は、ここ3 年間における冷媒種ごとの価格動向で、日設連さんの御協力を得て追跡しています。需給の季節的な変動に合わせて多少の凸凹はありますが、基本的に販売価格の急激な高騰の傾向は見られませんが、今後もモニタリングを継続していきます。

続いて、資料4-2でございます。

オゾン法では、モントリオール議定書の決議に基づき規制物質の破壊技術を省令で定めていますが、令和5年10月に開催された第35回モントリオール議定書締約国会合において、破壊技術のうちポータブルプラズマアークの削除及びセメントキルン焼却の追加が決議されたことを受け、省令の一部を改正することとしました。

2月1日から29日までのパブコメ期間中に特段の意見はなかったため、モントリオール議定書の決議案の内容に沿って改正し、今月中には公示予定です。

続いて、資料5を御覧ください。こちらはフロン排出抑制法の指定製品制度に関するもので、目標年度前に目標値を達成した指定製品について御報告いたします。

硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機は、2020年に目標年度2024年度、目標値100と設定されました。

国の調査において、一般社団法人日本自動販売システム機械工業会さんに冷媒の転換状況を確認しましたところ、HFCからHFO、シクロペンタン又はCO₂発泡による硬質

ポリウレタンフォームを用いた自動販売機に切り替えられており、既に目標値を達成していることを確認しました。

ここまでの報告事項となります。

○齋藤座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答のほうに移っていきたいと思います。御発言される方は、挙手ボタンでお知らせください。挙手いただいた方から順に指名をさせていただきます。もし御質問いただく際に配付資料の中で関連するページがございましたら、資料番号とページ番号を明確にさせていただいた上で質問いただけますと質問箇所が明確になりますので、御協力いただければと思います。

そうしましたら、まず高島委員、よろしく願いいたします。

○高島委員 JRECO 高島です。よろしく願いします。

資料3-1の4ページですが、ここでHFCが前年比1.7%下がったとのことですが、今までで初めて多分下がっていると思うんですけども、この下がった要因というのを分かたら教えてください。

○齋藤座長 そうしましたら、事務局からお願いします。

○畑下室長 御質問ありがとうございます。今年だけ下がったのか、それとも継続して減っていくのか今後とも継続して見ていかなければならないんですけども、まずは今年下がった要因としましては、1ページ目の3ポツに書いてありますとおり、オゾン層保護法やフロン排出抑制法に基づく政策効果が一定程度出たからではないかなと考えております。もちろん、我々の施策のみならず14団体の業界の方々が、こちらの自主行動計画に基づいてそれぞれ目標を達成していただいているということも、大きな効果ではなかったかなというふうに判断しております。我々としましても、今後とも引き続き対策をしっかり講じながら、フロンの排出が継続的に減少されるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○齋藤座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○高島委員 ありがとうございます。

○齋藤座長 そうしましたら、次は戸井崎オブザーバー、よろしく願いいたします。

○戸井崎オブザーバー 東京都の戸井崎でございます。今のに関連して、私ども自治体の観点からすると、今回非常に下がったということは非常に喜ばしいことかなと思っております。これも皆さん、フロンの使用機器を多数持っている事業者の皆様が管理を徹底し

たのと、我々の立場から言えば、建物の解体現場でのフロンの回収が進んだものが大きいのかなということは認識しておるところでございます。

ただ、いろいろ中小・零細事業者、我々が立ち入ったりなんかしていると、無料回収業者にこういった機器をかなり譲渡して、ヤード等でフロンを回収せずに解体していたと、そういった事例があって、今後も引き続き国や業界の皆様と連携して法の徹底に取り組んでいきたいなというふうに我々考えている次第でございます。

それから、ちょっとこれはお願いなんですけれども、同じくこの資料の参考2と3に関連して、代替フロン等の用途別の排出量、代替フロン等の要因別排出量、こういうものを地域や事業者の規模で細分化して分析していただいて、そのデータを公表していただけると、我々自治体や事業者の皆様にとって、効果的な削減により一層取り組めるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと、御検討していただければなというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○齋藤座長　ありがとうございます。

コメントございますか、事務局のほう。

○畑下室長　戸井崎オブザーバー、ありがとうございました。我々としましてはこういった事例については承知をしておりますし、環境省と連携しながらこういった事例をしっかり承知しながら取組をしていきたいなというふうに考えておりますので、引き続きやっていきたいというふうに考えています。

また、いただいた御意見ですけれども、我々が推計をしている部分です、こういった形でデータを公表できるかも含めて検討させていただきたいと思っております。

○戸井崎オブザーバー　ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○齋藤座長　ありがとうございます。

そうしましたら、次は錫木委員、よろしくお願ひいたします。

○錫木委員　NACSの錫木でございます。昨年度、前回までの大石委員から替わって参加しております。よろしくお願ひいたします。

関連して資料3-1について御質問と、あと、ごく基本的なところで1-2について質問をさせていただければと考えています。

まず、3-1なんですけれども、6ページ目の要因別のグラフがございますけれども、自主行動計画に基づいて着実に減らされていた対象、国際的な目標を下回っているという

のは非常に心強いなと思っっているんですけど、こちらの廃棄、緑色のグラフが若干増えているように見えて、何となく取り組みされている内容と違和感といいますか、廃棄で増えてしまっているのがなぜだろうと思っましたので、もし分かりましたら教えていただければと思っます。

あと、自主行動計画と関係ないかもしれないんですが、能登半島地震みたいところで災害に伴って災害廃棄物が大量に出ると、それに伴ってフロンも大量に排出されるおそれがあるのではないかなとちょっと思っておりまして、その辺りがこういった数字に入っっているのか入っっていないのかというところも教えていただければと思っます。これが3-1についてでございます。

1-2につきましては、すみません、続っけて御質問してしまいますけれども、1-2の4ページ目、オゾン層保護法の実績報告との比較というところで、二重に処理をされるよりは、効率的に負担軽減をして取り組まれるというのはよいかと思っております。ただ、この両方の数字でほぼ同じだということなんなんですが、定量的にどのくらい差異があるのかというのがもし分かれば教えていただければという御質問です。

以上2点です。よろしくお願っいたします。

○齋藤座長　　ありがとうございます。

そうしましたら、事務局よりよろしくお願っいたします。

○畑下室長　　1点目の廃棄が増えている理由ですけれども、廃棄の出し方については、毎年の機器の出荷台数から機器別の耐用年数に応じて廃棄される時期を考慮して、廃棄台数として推計をし、フロン回収量は把握しているため、回収されなかつた分を廃棄時排出量であるという考え方で算出しているところなんです。そのため、これだという理由がまだ特定はできないんですけど、そういった推計に基づいて出しているということをお理解いただければなというふうに考えております。

2つ目ですけれども、御質問が災害の能登半島地震のあれですけれども、そちらの数値については、こちらのデータには入っっておりません。

3つ目ですけれども、今までのフロンWGのほうで差のデータについては公表しておりますので、もしお分かりにくいところがありましたら、後ほど、こちらからその部分についてお知らせしたいと思っます。

○錫木委員　　ありがとうございました。2点と言っましたが3点でした。失礼しました。

3つ目のところは細かい差かなと思いますので、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

あとは、廃棄のところも推計というところで承知いたしました。耐用年数なども関係しているので本当に出てきているわけではなく、まだ市中にあるのかなというふうにも思いましたので、回収を把握されているというところで、御説明ありがとうございます。

○齋藤座長　ありがとうございます。

そうしましたら、田辺委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員　退室されてしまいましたね。では、また後にお回しするということで、そのほか、御質問等ございませんでしょうか。

木場委員、よろしくお願いいたします。

○木場委員　ありがとうございます。木場でございます。冒頭、私のことを発見してただけなくて、入り直そうと思って退出をしていた結果、入室できなくて報告事項を全部聞けなかった状態で大変申し訳ないのですが、事前の資料を見てのコメントでよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○齋藤座長　結構です。よろしくお願いいたします。

○木場委員　資料番号の1-1なのですが、私は今回初めてメンバーに入れていただいたので、本当に初歩的なところからの質問等になって失礼もあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

2ページでございます。「22年の評価及びフロン類使用見通しとの関係」というところで、下のグラフについてなんですけど、これはモントリオール議定書というところに関係していると事前に伺っておりますが、素人目に見て、結構この階段が激しいなというのを率直に感じたところでございます。

2024年からの部分に関しては-40%、次のところはすぐ70%と、結構激しい、厳しい規制というか削減が要求されているなというのを感じました。これに皆様御対応されていくに当たって、この資料に書いてあるとおり、冷媒の中身をどうするかという点が1つと、それからフロンの使用量、つまり量の問題ですね。双方で対応していくことになると思われそうですが、そのトレンドというか流れの部分が私はまだよく分からないので伺いたいと思います。特に使用量の見通しが自然に、赤い斜めのグラフのように、ちゃんと70%に対応するように減っていく形になってはいますが、ここの部分はどういう見通しの上でこういう数値を出したのか。

つまり、数字に入っているのは、人口減少社会に対応して減っていくだろうとか、あるいは産業界も何か違った傾向があって減っていくだろうとか、あるいはグリーン冷媒が増えてCO₂が減ると思われるとか、そう予測する根拠が読めないので、どなたか御説明していただくと理解が深まると思いますので、よろしく願いいたします。

○齋藤座長　ありがとうございます。

そうしましたら、事務局より説明をよろしく願いいたします。

○畑下室長　木場委員、ありがとうございます。こちらのフロン類使用見通しというのは、各事業者さんが目指していただきたい削減見通しとなっております。我々、ここで定めている2025年と2030年というのを約5年前に決めました。こちらの見通しに沿って各社さんに製造の割当てという形で、まずは製造を、蛇口の部分ですけどまずは押さえていただくという取組と、もう一つ「指定製品制度」とここに書いてあるんですけど、後ほどちょっと御説明いたしますけれども、より低GWP、要は実トン数を減らしていくというものととも低GWPのほうに転換していただきたいということの取組、主にはその2つを取り組んでいただいているというところでございます。

併せて国としましても、低GWPの新しい冷媒の開発ということも、メーカーの方が中心になっていただいていますけれども、それを予算とさまざまな技術開発の観点からサポートさせていただきながら、その開発に全力を今傾けているという状況でございます。

事務局からの説明は以上となります。

○木場委員　ありがとうございます。そうしますと、70%、素人目には大変な数字に思えますが、今の複合的な様々な取組によって、そう難しいわけではないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。少し難しい質問かもしれませんが、すみません。

○岡田オブザーバー　日本冷凍空調工業会の岡田と申します。私どもメーカー団体なんですけれども、今のグラフでいきますと、実績のところは順調に右肩下がりで来ておりまして、3,188万t・CO₂というところまで来ておりますけれども、これは後ほどまた御説明あるかと思うんですけれども、指定製品ということではいろいろな冷凍空調機器で使用しております冷媒、これを温暖化係数の小さいものにどんどん減って切り替えてきた結果の一つがこのグラフに表れているというふうに見ております。

今、木場先生おっしゃったように、このペースで行けばどんどん行くじゃないのというふうには見えるんですけれども、実際はここからさらに追加の対策を打っていかないと、ここで安心してありますとこのまま横ばいになる可能性も十分ありますので、ここは私ども

メーカーのほうは、非常に厳しいステップというふうに見ております。特に2029年というのは、数字がありますように基準値より70%も削減ということで、ここについてはまだ、正直言うと、具体的にこうやれば解決できるというめどが立っているわけではないということで、非常に厳しい状況だという御認識を持っていただければと思います。

以上です。

○木場委員　　どうもありがとうございました。業界さんの状況が非常によく分かりました。御説明どうもありがとうございました。

○齋藤座長　　どうもありがとうございます。

そうしましたら、次は岡本委員、よろしく願いいたします。

○岡本委員　　住環境計画研究所の岡本です。昨年までは弊社の中村が委員でしたが、今回替わりまして、私が参加しております。よろしく願います。

かなりの部分、今の木場委員からの質問にもかなり重複してしまうかなと思っているんですけども、今のところ順調に削減が進んでいるというふうに思われていて、それは非常にすばらしいなと思っています。産業界、各団体様の自主行動計画につきましても、その達成状況、非常に敬意を表したく存じますが、これからヒートポンプ需要そのものは減るわけではなくて、というか、ますます増えるのではないかと思われる中で、2029年の大幅減というのを想定しますと、これから先の削減対策というのは総力戦になるのではないかなというふうに思っています。

今ここで議論されていることの主たる部分というのは上流側、冷媒の転換及びそれに伴う上流側の対策ということになると思うんですけども、冷媒の問題は、実際、洋服で言いますと同じ服が全員に似合うわけではないというのと同じで、特に既設の設備に関しましては、今まで使ってきた冷媒に適した仕様で造られていたわけですので、冷媒だけ変わっても何も問題がないということはないんじゃないかなというふうに思っています。そう考えると、上流の対策というものは、広い視点で見ると単純に積み上げられるというわけではなくて、何かとトレードオフになって、どこかへしわ寄せが生じるということもあるのではないかなというふうに思っています。

資料3-1を見ていまして、上流で何とかなる問題ではなくて、資料3-1、6ページ目、使用時・廃棄時といった中・下流側を何とかしなきゃいけない状況というのが見える中で、上流の対策というのが、今後、下流に何か影響し得る場合というものもあるんじゃないか、例えば既設の空調の場合は、配管が古いという問題もあって漏えいのリスクが高

いので、新しい冷媒、微燃性冷媒ということが多いかと思うんですけども、そういったものに、漏えいにどう備えるのか、また既設のものをどこまで使わないといけないのかとか、配管の補修とか整備ってできるのかとか、そもそも違う方式、Air To Waterのような方式というのが考えられないのかとか、ユーザーにどのぐらい受容されるのかという、視点を広げて対策を考えていくことが必要になってくるのかなというふうに思っています。

この辺り、どこまでが経産省さんの範疇で、どこからが環境省さんとか国交省さんの範疇なのかというのは、まだ私は分かってないところがあるんですけども、少なくともこういうことを考えていくと、密接な連携が必要であることは間違いないのかなと思っております。まして、こういった横断的な議論って急場しのぎでできませんので、今のうちからしっかり進めていくことが重要かなと思っております。

すみません、単なる感想になってしまったんですけども、既にこれまでWGで議論されていたようなことでしたら申し訳ありません。以上です。

○齋藤座長 大変御貴重な御質問ありがとうございます。

そうしたら、まず、事務局から御回答いただければと思います。

○畑下室長 では、まず事務局から御回答させていただければと思います。御指摘ありがとうございます。我々も全く同じ考えで、上流対策のみならず中・下流の対策というのも、今後の非常に厳しい階段をくぐるためには必要なことというふうに考えております。以前、フロン法を改正したときも、まさにこういった漏えい対策が一番の問題として、背景として改正しております。まさに使用時の漏えいというのが大きな問題になって、これをどう防ぐ、これを減らしていくのかというところが法改正の一番メインだったわけですけども、そういった法改正をして、それ以降、少しずつですけども漏えい量というのでも減ってきております。こういった対策を地道に引き続きやりながら、中流・下流対策について環境省と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○齋藤座長 ありがとうございます。

オブザーバーの岡田さんのほうからも、一言ありますでしょうか。いかがですか。

○岡田オブザーバー 岡田でございます。今、岡本委員のほうから御指摘のあった内容というのは、まさにおっしゃるとおりそのもので、我々も同じような認識でおります。

先ほどの資料のところでもそうなんですけれども、私どもメーカーというのは、工場で新製品として冷媒を封入して出荷をするわけですけども、市場では、ここにありますよ

うに、使用時にサービス用として使われるケースもそれなりの量があるという認識でおります。ですから、新製品の冷媒を切り替えるという部分と、市場で先ほど岡本委員言われたような既設の設備からの漏えいをいかに防止するかということで、今、フロン排出抑制法等では点検の義務化等がされていますけれども、我々メーカーとすると、例えば漏えい検知システムというようなことで、冷媒が漏れたときに速やかに検知をして管理者の方に通知をすとか、そういったいろいろな工夫。それから漏えいに関しては、工場でしっかりとした管理をすることはもちろんですけれども、いろいろな場面で設備業者の方々への教育、研修、そういったものも充実して、既設の漏れについてはいかに漏れないようにするか、新製品は冷媒を低GWPのものに替えるかという総合的な対策が必要になります。

また、ちょっと長くなりますけれども、既設のところにつきましては、レトロフィットという形で冷媒を同じものに入れ替えるのではなくて、よりGWPの低い冷媒に切り替えるというようなことも、施策としては今取り組んでいるところですが、ここは先ほどおっしゃられたように、何の冷媒でも使えるようになるということではございませんので、高圧ガス保安協法など法律的な部分の制約もありますので、そういったところとも連携を取りながら、徐々にそういった実際の既設の設備であっても、よりGWPの低い冷媒に置き換えるというような施策も打っております。

ちょっとまとめになりますけど、とにかくいろいろな手段を講じていかないと、先ほどの70%というのは非常に厳しい目標であるという認識ですので、何かこれをやれば全て解決という、そういうような打出の小槌みたいなものはございませんので、この辺は関連省庁、関連業界、それから管理者含めたいろいろなステークホルダーの方とよくコミュニケーションを取って対策を取っていかないと、なかなかこれは厳しい課題であるという認識でございます。

ちょっと長くなりまして申し訳ございません。以上です。

○岡本委員 ありがとうございます。

○齋藤座長 よろしいですかね。

そうしましたら、田辺委員、聞こえておりますか。

○田辺委員 聞こえております。

○齋藤座長 よろしくお願ひいたします。

○田辺委員 資料2になりますけれども、プレチャージ輸入品に関する調査ということで、輸入量の把握が困難であるという中で出された数値としまして、業務用エアコンが前

年度比34.8%の増となっております。こうしたプレチャージ輸入品におけるフロン対策というものの対応及び対策というのはどのようにになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○齋藤座長 ありがとうございます。

そうしましたら、事務局よりよろしく願いいたします。

○畑下室長 御意見ありがとうございます。今回、このプレチャージ品の調査につきましては、以前のフロンWGで御指摘いただいて、プレチャージ輸入品については、規制の範疇外ではありますけれども国内に与えるフロンの影響があるということで、平成27年度から定期的に毎年、こういった形でプレチャージ輸入品の量を把握しているところ令和4年度に初めて減少に転じたところでございます。その大きな原因としましては、家庭用であったり業務用であったり自動車用エアコンというところが大きな減少に転じたところですが、一方で業務用エアコンについては、ちょっと増加に転じているということでございます。これについては、下のメーカーコメントに書いてありますとおり、輸入が増加したというところが大きな増加となっております。これに対する対策というのは、基本的にはメーカーの方々の御判断に委ねられているところがありますけれども、輸入品が指定製品制度の対象であれば、指定製品制度の中で規制をして、より低GWPのものに置き換えていくように対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○田辺委員 ありがとうございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、宮崎委員、よろしく願いいたします。

○宮崎委員 よろしくお願ひします。初めての参加ですのでちょっと概要的な質問で申し訳ありませんけれども、資料1-1の2ページ目のところで、先ほど来話題になっている削減というところで、資料の青く囲ってある最後のところに、国のバックアップというようなことが書いてございます。

私の質問は、この後いろいろ代替品に置き換わってきている一方で、PFASの規制ですとかいろいろほかの要因も合わさってくると思うんですけれども、その際に、バックア

ップというのは具体的にどういうものだというふうに予想すればよろしいのでしょうか、という質問です。よろしくお願いいたします。

○齋藤座長　ありがとうございます。

そうしましたら、事務局より御回答よろしく申し上げます。

○畑下室長　御質問ありがとうございます。我々のこの取組のバックアップというのは、ちょっと抽象的で申し訳ございません。具体的には、先ほどちらっと御説明をしたんですけど、NEDOプロを通じてバックアップをさせていただいているという趣旨でございます。2023年度から5年計画で、NEDOのほうで新しい冷媒の開発をしております。その開発に係る費用につきまして、国のほうで予算を取りましてバックアップをさせていただいており、その新しい冷媒が開発されれば、より厳しいキガリの階段を達成できる見込みというふうに考えております。

以上でございます。

○宮崎委員　ありがとうございました。追加で申し訳ないんですけども、そのプロジェクトで開発されている新しい冷媒というのは、どういう方向性なんでしょうか。PFAS規制に引っかけられないというようなものになってくるのでしょうか。それとも、いろいろな方向性を探っているという状況なんでしょうか。

○畑下室長　我々は、PFASやFガスの規制についてはウオッチしているところなんですけれども、まずは従来開発したHFOという、HFCに替わる低GWPの冷媒を開発しているところでございます。これは開発できるかどうかまだめどが立ってないところではあるんですけども、まずはここをしっかりと開発できるように取り組んでいながら、PFAS規制などの規制をしっかりとウオッチしながら、新しい冷媒の方向性について検討していきたいというふうに考えております。

○宮崎委員　分かりました。どうもありがとうございました。

○齋藤座長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうも貴重な御質問等、大変ありがとうございます。

では、錫木委員のやつは後ほど、事務局から。数量の違いですかね、御回答させていただくということでよろしくお願いいたします。そうしましたら、次にまた進んでまいりたいと思います。

次の審議事項であります議題6「新たな指定製品の目標値及び目標年度の設定等につい

て(案)」でございますが、事務局より資料6を用いて説明をしてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○畑下室長　こちらは審議事項になります。これまでの指定製品化は、機器ごとに技術的に冷媒代替が難しい区分を除外するため、セグメントを細かく分けていくことにより指定対象を拡大してきました。そのような実績を積み重ねた結果、既に指定した製品で培われた低GWP冷媒対応技術の確立や安全性の確保措置によって、対象外としていたセグメントについても指定対象とすることが可能となりました。

このような状況を踏まえ、今回は新たな指定製品の提案に加え、指定製品の区分を分かりやすくするための大括り化の提案も行います。この後、日本冷凍空調工業会さんから図入りの分かりやすい資料で御説明いただきますが、まずは全体像を一通り御説明いたします。

表中の下線部が、今回追加指定の提案を行うものです。

1つ目は、中央方式エアコンディショナーのうち容積圧縮式冷凍機を用いるもの。第17回フロンWGにおいて中央方式エアコンディショナーが指定された時点では除外されていましたが、その後、日冷工のリスクアセスメントにより、R32などの微燃性冷媒に対応する安全規格が当該区分にも適用され、上市のめどが立ったことから、今回、2029年度までに目標値750と設定いたします。

2つ目は、ガスヒートポンプエアコンディショナー。こちらも製品の種類ごとに、低GWP冷媒に対応する固有技術の確立や安全性確保が必要とされていたところが対応可能となったため、既設配管を流用するもの以外については指定製品の対象とし、2029年度までに目標値750と設定いたします。

3つ目は、設備用エアコンディショナー。こちらもガスヒートポンプエアコンディショナーと同様の状況であることを踏まえ、既設配管を流用するもの以外については指定製品の対象とし、2029年度までに目標値750と設定いたします。

また、次の中央式冷凍冷蔵機器については、有効容積が5万立米以上の冷凍冷蔵倉庫に出荷されるもの以外の指定をどうするか、従来より課題となっていた分野でありましたが、今回切り込みました。ただし、製品の種類が多様であり、メーカーによって得意とする製品特性が異なるため、製品によって効率性を担保しながら使える冷媒が異なるため、包括的に目標設定することが難しいことから、遠心式圧縮機を用いるもの、容積式圧縮機を用いるもののうちスクルー式又はそれ以外の3つに区分し、目標値・目標年度を設けるこ

とします。

遠心式圧縮機を用いるものについては、HFO-1234yf、HFO-1234zeの冷媒転換の目処が立ったことから、2029年度までに目標値100とします。容積式のうちスクリー式圧縮機を用いるものは、R454Cなどの冷媒への転換めどが立っていますが、上市までに期間を要するため、2031年度までに目標値150とします。最後に、容積式のうちスクリー式以外のものについては、R32への転換を想定し、2029年度までに目標値750とします。

○齋藤座長 ありがとうございます。

続きまして、日本冷凍空調工業会から資料が提出されておりますので、岡田オブザーバーより説明をお願いいたします。

○岡田オブザーバー 日本冷凍空調工業会・岡田でございます。資料に基づきまして、ただいまの畑下室長様の説明の補足をさせていただきます。

今日は、全部で6つの製品カテゴリーで御紹介させていただきます。初めに1番目でございますけれども、店舗・事業所用エアコンということで、これは既に指定製品としての目標設定が済んでいるものでございますが、順番に青い部分、オレンジの部分、緑の部分ということで、順次、指定・承認されてきております。これはかなり床置型を除外したというような形で、3番が最後になっておりますけれども、これを先ほど室長のほうから御説明がありましたように、目標達成年度が来た段階で大括りにして、今は細分化されておりますけれども、ひとくくりで店舗・事業所エアコンにしようというような内容でございます。

次、お願いします。2つ目が中央方式のエアコンディショナーということで、これは容積式圧縮機。これは通常の一般的なタイプですけれども、これにつきましては、既に⑤として27年度に目標GWP750というのは設定済みですけれども、これにつきましても、図でありますように、日頃目にする機会が少ない機械だと思いますのでなかなかイメージがつかみにくいかもしれませんけれども、⑤のところ为代表的なところとして既に設定をされた青いところですが、それ以外に同じ中央方式のエアコンディショナーといってもいろいろなタイプ、用途ごとに細分化されましたいろいろな種類がございまして、これを今回は改めて29年度目標値750に設定しようということでございます。こちらにつきましても、最終的に⑤が目標に達した段階で大括り化してはどうかというところでございます。

次、お願いします。次は3つ目になりますけれども、ビル用マルチエアコンということ

で、これは既に2025年度の目標GWP750というのは設定されておりますけれども、これは新築対応、冷暖切替えのみということで、ここで書いております青いところのかなり限定されたゾーンで設定をされております。

これは先日、2月に開催されました私ども主催の展示会でも、3社ほどから既に製品発表されておまして、この年内には発売という段取りになっております。これも先ほどと同様に、⑧の部分、新築対応という中でも冷暖房が同時にできるタイプ、あるいは寒冷地タイプ、水で冷却する水冷タイプ等々いろいろな種類があるんですけども、これを全て細分化して指定製品化するというよりも、全部まとめて今回の審議会で、27年度⑧の緑色の部分を指定製品として——すみません、ここは前回設定済みですね、申し訳ありません。ここのところは既に設定済みという形になっております。

残るところが、一番右に書いてございますけれども更新用、建物を改装したりするときの更新用というもの。これは既設されております配管を使うということで、ちょっと新築対応とはまた違う課題があるということで、ここにつきましては、また引き続き、関連しますステークホルダーの皆様に課題を議論していただきながら進めていくというところでございます。

次、お願いします。次が4つ目のタイプになりますけれども、ガスエンジンヒートポンプエアコンディショナーということで、これは圧縮機の駆動源としてガスで駆動しますエンジンを使ったタイプの業務用のエアコンディショナーになります。こちらにつきましても、青い部分の新設用の冷暖房の切替えタイプと、一番基本となるモデルが既に指定製品設定済みですけれども、こちらの機種の変種が、赤い枠で囲っておりますように非常に多種多様になっておまして、これらを今回、29年度の指定製品に設定していただければどうかということでの内容になっております。

こちらと同じように、⑨が達成いたしました27年度に大括り化ということで、全体を統合した形で指定してはどうかというところなんです。こちらが一番右の更新用というのが、まだ課題としては残っております。

次、お願いします。次が5つ目のカテゴリーですけれども、設備用のエアコンディショナーということで、こちらの青い部分、既に設定済みの部分ですけれども、右の⑩のところ、こちらと同様に非常に多くの機種、変種がございますので、これらは今回まとめて指定製品化するという形の御提案になっております。

次のページも、引き続きまして同じ設備用エアコンディショナーなんですけれども、こ

これはユニットのタイプが分離型、要するに室外機と室内機に相当する部分が分離型のものと一体型のものということで、1ページ目のほうから続けてきますけれども、非常に機種のバリエーションが多く存在するカテゴリーになっておりますので、これら⑫のところは、先ほどの⑩の青色の部分が指定製品化達成した年度において大括り化してはどうかという内容でございます。

次のところ、最後ですけれども、6つ目のカテゴリーですけれども、中央方式の冷凍冷蔵機器ということで、こちらにつきましても、左の青い部分につきましては既に設定済みの内容でございますけれども、今回それ以外の右の部分、先ほど畑下室長のほうからもありましたけれども、③のところにつきましては代替の冷媒がR454Cということで、これから圧縮機の開発がスタートするところということもありまして、若干時期は少し後ろ倒しになっておりますけれども、それぞれ②、③、④という形で今回新たに指定製品の設定を提案させていただきたいというところでございます。

ちょっと図等分かりにくいところがあるかもしれませんが、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○齋藤座長　　ありがとうございました。

続きまして、資料6の3.の指定製品化に向けて検討してきた分野ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○畑下室長　　また戻りまして、資料6の3.について御説明をいたします。洗浄剤と溶剤の話でございます。

洗浄剤・溶剤は、他の分野に比べてフロン類の使用量は少ないですが、キガリ改正に伴いHFC削減の必要性が高まることを踏まえ、2019年の第14回フロンWG以来、指定製品化の必要性について継続的に検討されてきました。

しかし、HFC系洗浄剤・溶剤の主原料であるHFCの一部製造が終了したことから、HFO又はHFEへの代替が加速化し、図のとおり、HFCを原料として購入している洗浄剤メーカーは、HFC系洗浄剤・溶剤の生産量を2025年までに終了することを決定いたしました。

また、洗浄剤・溶剤用途のHFC全体の消費量も、メーカーの代替技術への転換努力によって、キガリの基準値が一層厳しくなる2029年時点では、2019年比9%未満まで削減される見込みです。これは、2029年の基準限度である2,145万t-CO₂の1%にも満たない量であり、洗浄剤・溶剤用途のHFC消費量がキガリの基準限度を逼迫するおそれはあ

りません。

以上を踏まえますと、HFC系洗浄剤・溶剤を指定製品化する必要性は極めて小さいため、指定製品化に向けた検討の対象から外します。なお、業界団体及びメーカーを通じて今回調査した予定数量を超えないかどうか継続的にモニタリングし、必要に応じて状況をフロンWGに報告することといたします。

以上が資料6の説明となります。

○齋藤座長 ありがとうございます。

以上の事務局及び日本冷凍空調工業会からの説明に関しまして、御意見・御質問等あります場合にはよろしく願いいたします。先ほどと同様に挙手ボタンでお知らせください。順番に御指名いたします。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、錫木委員、よろしく願いいたします。

○錫木委員 ありがとうございます。御説明もありがとうございます。かなり技術的な話で、ちょっとその部分は難しいところがあるんですけども、メリット・デメリットというところで、制度としては大括り化されることで分かりやすくなって、メリットがありそうだと思っておりますが、取り組まれる事業者さんにとってのメリットですとか、逆にデメリットみたいなものがどのくらいあるけれども、大括りにチャレンジされるのいいのかというところを、もしあればお聞きしたいというのが1点。

あと、消費者にとってはあまり縁のあるものではないのかなど。業務用が今回の場合は多いとは思うんですけども、消費者・生活者に向けてアピールするとどういった点があるのかというところですか、あと、安全性確保ですとか微燃性冷媒を使うというところで、リスクコミュニケーションみたいなことをもし何かされている、あるいは考えられているというようなことがあれば、少しお聞かせいただければと思ひまして、2点御質問でございます。

○齋藤座長 そうしましたら、岡田オブザーバーから御回答いただけますでしょうか。

○岡田オブザーバー 岡田でございます。初めの大括り化によるメリット・デメリットですけれども、業務用の冷凍空調機器というのは、メーカーによっても違うんですけども、やはり機種数、機種のいろいろなバリエーションが非常に多種多様で、仕様もかなり中身によっては大きく違うということがありますので、細分化する場合にはその機種にかなり絞られてしまうというところがございますので、そこは大括りのほうが、いろ

いろな機種との融通と言うと変なんですけれども、開発の優先順位ですとかそういうところというのが比較的とりやすいのかなというふうには思っております。

これは、申し訳ないんですけれども、メーカー個社によって考え方がいろいろと違いますし開発戦略も違いますので一概には言えないんですけれども、ある程度機種バリエーションを広げることで、そういった尤度ができるということが1つあるかと思えます。デメリットは、特に多くはないかなというふうには思っております。

2つ目の消費者・生活者にアピールする点があるかということなんですけど、これは正直言うと、おっしゃるとおり、今回御紹介した製品を実際の消費者の方が、直接何か自分でこれを買おうとか、このメーカーのやつを買おうとか、そういうことはまずほとんどないということで、途中にあります設備業者さん、空調設備の業者さんですとかそういったところの方に採用していただくというような、あるいはビルのオーナー様ですとか、そういった割と専門的に知見を持たれている方が購入されますので、そういった方々にとっては、1つは、こういった地球環境温暖化係数の小さい冷媒を使うというところが一つのアピールポイントかなというふうには思っております。

最後の御質問ですけれども、安全性確保、リスクコミュニケーションですけれども、これは特に今回御紹介した一つにビル用マルチエアコンというのがございます。これは先ほどもちょっと御紹介しましたけれども、既にこの1月から2月にかけて3社ほどから製品広報発表、年内の発売ということで具体的な製品の姿が見えてきたというところがございます。

これにつきましては、ここに至るまでに約5年ほどかけていろいろなステークホルダー、先ほど申し上げましたビルの設計者、設備の設計者、あるいは施工の方、管理者に当たる最終の使用者の方みたいな、そういった業界団体あるいは代表の方に集まっていたいたステークホルダー会議というのを経済産業省に御指導いただきまして開催をして、いろいろな安全面に関する課題ですとか、それぞれのステークホルダーでやっていただくべき役割、こういったところを確認しながら進めてまいっております。

ですので、ある程度具体的に、これは会社ごとに異なりますけれども、施工マニュアルですとかそういった安全面での注意事項、こういったものについては整理をされてきておりますし、私ども業界団体では、業界の範囲内におけます規格類、ガイドラインというものを整備いたしまして、漏れのないように今徹底しているというところでございますので、そういった御理解でいただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

○齋藤座長 事務局はいいですか。事務局からも。

○畑下室長 補足をさせていただければなと思います。我々が指定製品制度を指定する際に、もちろんいろいろな要件があるんですけども、その中で安全性というところが一つ大きなファクターになります。これについては、先ほど岡田オブザーバーからも御説明いただいたとおり、関係業界がしっかり安全性のみならず様々な点について御検討いただいたものについて、順次、指定製品制度に設定をしていく、追加していつているという制度でございますので、その辺りについては、関係者にしっかり御理解いただいた上で上市をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○錫木委員 どうも御説明ありがとうございました。プロからプロ向けというところで、そこは安心かなと思っております。そこに消費者がどう関わる余地があるのかなと思まして少し御質問させていただきましたが、家庭用のエアコンなどもありますので、今後、また新しい目標に向かってというところに関わっていけるような意識を持てたらなと思しました。どうもありがとうございました。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、高島委員、よろしく願いいたします。

○高島委員 JRECO・高島です。日冷工さんの資料で4／8ページ、ここの一番右に「更新用」ってありますよね。あと、同じく5／8ページ、7／8ページが更新用なんですけど、これは、目標設定というのはどのような感じになるのかなということをお聞きしたいんですが。

○齋藤座長 では、まず岡田オブザーバーからよろしく願います。

○岡田オブザーバー ここは、更新用というのは主に何が課題かといいますと、既設のビルで既にビル用マルチエアコンが設置されたビルに対しまして、機械そのものが古くなって買い換えるよといったときに、ビルに対しまして、機械そのものが古くなって買い換えるよといったときに、室内ユニットと室外ユニット間の配管、これは大体、通常、壁の中に埋め込んであるタイプになっておりますので、これを換えるとなると非常に建築側の負担が大きくなるということで、今までのパターンとしましては、配管はそのまま残しておいて、機械だけ新しいものに換えるという形のを、更新ということで呼んでおりますけれども、この場合の大きな課題は、どういう配管が通っているかというのがビルによ

って、きちんと設計資料が残っているところはいいんですけれども、中小等につきましては必ずしもそういった資料がないと、機械を交換するとき、最初に設置された日にちから相年当月がたっておりますので、配管の経路が後から分からないとなると、必要な冷媒量ですとか、先ほどちょっとお話がありました安全対策についての課題がなかなかクリアにならないというところがございますので、ここについてはまた改めて、先ほど申しあげましたステークホルダー会議等を開催して、どういう課題があるのか、どういうところだったらばそういった既設の配管に対応できるのかというのを順次詰めながら、かつ、今回、新しく今年のうちには数社から新築用の製品が出てまいりますので、その次のステップということで、指定製品化を構えた活動をまさに開始しようというところであります。

ですから、ちょっと今の段階で何年にできるかというところは、なかなか明言は難しいんですけれども、そういった活動を行いましてこのゾーンをクリアしていこうというふうに考えております。

○畑下室長　　では、事務局からちょっと補足をさせていただきます。まさに岡田オブザーバーがおっしゃるとおりです。今回指定製品化する例えば⑦、⑧というところをまずはしっかり導入して行って、そういった実績を一つ一つ積み重ねながら、こういった更新用というものにも適用されるのかどうかというのを、会議のみならずそういった実績を勘案しながら今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高島委員　　高島です。ありがとうございます。なかなか難しいということが分かりました。

○齋藤座長　　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。――ありがとうございます。

そうしましたら、もう御質問等ないようでございますので、ここまでにさせていただきたいと思います。

以上のとおりでございまして、議題6でございますが、特段大きな異議等なかったということで、事務局の提案した案を承認していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、特に異論もないというふうに思いますので、ありがとうございます。そうしましたら、このような形で進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

そうしましたら、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。いただきまし

た御意見等踏まえまして、事務局においては、フロン排出抑制法やオゾン層保護法に基づきまして、関係者と連携してフロン政策を進めていただきたいと思います。

そうしましたら、司会を事務局のほうにお返しします。よろしくお願いいたします。

○事務局（兒玉） 齋藤座長、委員及びオブザーバーの皆様、今日は忌憚のない御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後の予定としましては、本ワーキンググループは年1回程度の開催を予定しております。それ以前に開催の必要が生じた場合は、委員及びオブザーバーの皆様に御連絡差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会第19回フロン類等対策ワーキンググループを終了いたします。ありがとうございました。

—了—